

# 官報

号外

平成十八年十一月十五日

## ○第百六十五回 参議院会議録第十一号

平成十八年十一月十五日(水曜日)

午前十時一分開議

### ○議事日程 第十一号

平成十八年十一月十五日

午前十時 本会議

第一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案  
(趣旨説明)

### ○本日の会議に付した案件

一、元議員柏原ヤス君逝去につき哀悼の件  
以下 議事日程のとおり

### ○議長(扇千景君) これより会議を開きます。

さきに院議をもって永年在職議員として表彰されました元議員柏原ヤス君は、去る十日逝去されました。誠に痛惜哀悼の至りに堪えません。

平成十八年十一月十五日 参議院会議録第十一号

つきましては、この際、院議をもって同君に対し弔詞をささげることになつたものと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。

弔詞を朗読いたします。

(総員起立)

参議院は、わが国 民主政治発展のため力を尽くされ、特に院議をもって永年の功労を表彰せられ、さきに科学技術振興対策特別委員長の重任にあたられました、元議員柏原ヤス君の長逝に対し、つつしんで哀悼の意を表し、うやうやしく弔詞をささげます。

○議長(扇千景君) 日程第一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本案について提出者の趣旨説明を求めます。柳澤厚生労働大臣。

(国務大臣柳澤伯夫君登壇、拍手)

元議員柏原ヤス君逝去につき哀悼の件 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案(趣旨説明)

○国務大臣(柳澤伯夫君) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国においては、国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがある感染症の病原体等の管理が研究者、施設管理者等の自主性にゆだねられており、その適正な管理体制は必ずしも確立されていない状況にあります。また、感染症の予防に関する施策の国際的な動向にかんがみ、生物テロに使用されるおそれのある病原体等の管理の強化が重要な課題となっております。

このため、最近の海外における感染症の発生の状況、保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、生物テロによる感染症の発生及び蔓延を防止する対策を含め総合的な感染症予防対策を推進することとし、本法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、病原体等について、その病原性及び国民の生命又は健康に対する影響に応じて一種病原体等から四種病原体等までに分類し、所持又は輸入の禁止、許可及び届出、基準の遵守等の規制を創設し、その適正な管理体制を確立することとしております。

第二に、最新の医学的知見等を踏まえ、南米出

血熱を一類感染症に、結核を二類感染症に追加し、重症急性呼吸器症候群を一類感染症から二類感染症に改め、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス及びパラチフスを二類感染症から三類感染症に改めるとともに、検疫法による検疫の対象からコレラ及び黄熱を除外することとしております。

第三に、感染症の発生及び蔓延の防止を迅速かつ的確に行うため、慢性的感染症の患者及び疑似症患者の届出制度を創設するとともに、厚生労働大臣及び都道府県知事は感染症に関する情報を積極的に公表することとしております。

第四に、患者等の人権の尊重の観点から、就業制限、入院勧告等の措置に関し、感染症の診査に関する協議会の意見聴取、患者の意見陳述及び苦情の申出等の手続を整備することとしております。

第五に、総合的な結核対策を推進するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に結核予防対策として必要な定期の健康診断、通院医療等に関する規定を、予防接種法に結核の定期的予防接種に関する規定をそれぞれ設け、これに伴い結核予防法を廃止することとしております。

最後に、この法律の施行期日は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日としております。

以上がこの法律案の趣旨であります。(拍手)

官 報 (号 外)

○議長(扇千景君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。島田智哉子君。

(島田智哉子君登壇、拍手)

○島田智哉子君 民主党の島田智哉子でございます。

ただいま議題となりました感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、民主党・新緑風会を代表し、関係各大臣に質問を行います。

まず、本題に入ります前に、子供たちが相次いで自殺に追い込まれている問題について伺いたします。

昨年九月、北海道滝川市の小学校の教室内で小学校六年生の女子生徒が自殺により亡くなりました。また、今年の十月十一日、福岡県筑前町の中学校二年生の男子生徒が自殺で亡くなった以降、岐阜や大阪、埼玉などで相次いで子供たちが自殺に追い込まれました。もちろん、いじめの問題など文部科学省の実態調査、把握の在り方や、学校、教育委員会の在り方など、亡くなった子供たちの命を無にしないためにも、徹底的な検証と早急な対応が必要であることは申し上げるまでもございません。

しかし、今この時間にも自らの命を絶とうとわずかでも思い悩んでいる子供がいるとすれば、その子供たちを助けなければなりません。母親の一人として子供たちにお願ひしたい。母

は、君が、あなたが生まれてきてくれたときのあの喜びを一生忘れることはありません。もし、父、母、兄弟、学校の先生に相談できないのであれば、電話でもインターネットでも何でも構いません。とにかくだれかに相談してください。

是非、子供たちが緊急に駆け込むことができる場所の確保とその情報の提供に即対応していただきたいと思ひます。文部科学大臣、厚生労働大臣のお考えをお聞かせください。

それでは、法律案の中でも、まず、我が国の生物テロ対策の在り方について厚生労働大臣及び官房長官にお伺ひいたします。

二〇〇一年の同時多発テロ直後に起きた炭疽菌テロは、アメリカだけでなく全世界を生物テロの恐怖と混乱に陥れました。生物テロの可能性が常に存在する中、我が国では生物テロに使用されるおそれのある病原体の管理について今まで一切法規制がなされておりませんでした。本改正案により病原体の管理体制について法的な根拠が設けられることは、いささか遅きに失した感があるものの、その方向性は評価できるのではないかと考えます。

ところで、感染症予防法は感染症の発生予防と蔓延防止を目的とするものであり、そもそも生物テロの未然防止を目的とした規制法ではありません。このような法律に警察目的の性格が強い病原体管理規制を盛り込むことは法律の目的に沿わないとの指摘もあります。あえて感染症予防法に病

原体管理体制の規定を盛り込むことについて厚生労働大臣から御説明をいただきたいと思ひます。

本来であれば、生物テロの未然防止は危機管理、安全保障の問題ではないでしょうか。国内における生物テロ対策の包括的な法整備の必要性について官房長官の御所見をお伺ひいたします。

次に、管理体制強化のための病原体等の分類について厚生労働大臣にお伺ひいたします。

今回の改正案では、病原体等の管理体制強化に向けて、病原体等を一種病原体等から四種病原体等まで四つに分類しております。病原体等の区分類型ごとの定義は法文上明確にされていません。また、病原体の分類の仕方が、医療従事者の立場からすれば首をかしげたくなるような部分もあり、生物テロ対策に偏った分類のように見受けられます。

しかし、病原体を管理する目的は生物テロ防止に限ったものではありません。地震、洪水といった天災や、火事、盗難などといった人災も考えられます。今回の生物テロ対策のみを念頭に置いた病原体管理体制が、本来に感染症の発生予防、蔓延防止という法目的を果たすに十分だと言えるのでしょうか。厚生労働大臣の明確な御答弁をいただきたいと思ひます。

次に、感染症専門家の育成について厚生労働大臣及び文部科学大臣にお伺ひいたします。

日本感染症学会の認定する感染症専門医はわずか八百人程度と伺っております。感染症は、診断

が遅ければその被害は瞬く間に広がります。一刻を争う感染症対策においてこそ、感染症に精通した専門家が必要とされているのです。

しかし、医学教育において感染症分野が重要視されていると言えるのでしょうか。これは医師に限った話ではなく、看護師、保健師など看護職や検査技師であっても同様です。医療従事者の教育課程の中で、感染症に関する知識を深め、的確な診断が下せるような人材を養成することが必要ではないでしょうか。厚生労働大臣、文部科学大臣の御所見をお伺ひいたします。

続けて、保健所の体制強化について厚生労働大臣にお伺ひいたします。

人材養成がなされても、その人材が適所に配置されていなければ意味がありません。いつでも、どこでも、どのような感染症が発生しても迅速に対応できるような人材配置を行う必要があります。

感染症対策の第一線機関、中核的機関としての保健所については、その体制強化に努めることが過去の国会審議における附帯決議にも盛り込まれております。保健所の人員増強と、いざというときのための職員の訓練などが必要であると考えますが、厚生労働大臣の御所見をお伺ひいたします。

次に、危険な病原体を扱う研究施設の在り方について厚生労働大臣にお伺ひいたします。

エボラ出血熱など感染力が強く致死率の高い病

原体を扱うことができる施設、いわゆるP4施設は、欧米やアフリカなどの世界二十か所以上で稼働しています。しかし、我が国においては、国立のP4施設は国立感染症研究所の二か所だけです。それも地元との問題を抱えているため、現在は稼働していません。

新型インフルエンザのような未知の病原体が出現するリスクが高まってきております。稼働できるP4施設の必要性と周辺住民の安全と安心を第一とすべき施設の在り方について、厚生労働大臣のお考えをお聞かせください。また、政府として、こうした施設の確保に向け、どのような取組をどのくらいを目途に進めていくのかお伺いいたします。

次に、結核対策について厚生労働大臣にお伺いいたします。

結核は、新規患者が年間およそ三万人、結核を原因として亡くなる方もおよそ三千人に上るなど、今なお国内最大の感染症であります。この現状から、我が国は結核の中度の蔓延国とされています。

このような中、結核予防法を廃止することは時期尚早ではないか、また、結核対策が後退するのではないか、結核に対する国民の理解、関心が薄れるのではないかとといった様々な不安の声がござります。こうした国民の声に対し、その不安を解消するに十分な説明をすることが必要であると考えますが、結核予防法を感染症法と統合する意義

と統合後の結核対策について厚生労働大臣にお伺いいたします。

次に、新型インフルエンザ対策について、その行動計画の在り方について厚生労働大臣、文部科学大臣及び官房長官にお伺いいたします。

新型インフルエンザが発生した場合の日本における死亡者数は、政府推計でおよそ六十四万人、オーストラリアのロウイー研究所からはおよそ二百十万人といった推計も出されています。仮に新型インフルエンザパンデミックが起きれば、およそ千七百床しかない感染症指定医療機関はすぐに満杯、患者は町にあふれ返り、感染が拡大するといった最悪の事態も起こり得ます。さらに、多くの犠牲者が出れば、電気、ガス、水道、物流といったライフラインの維持にも影響が出来ます。

政府は、新型インフルエンザ発生に備え、新型インフルエンザ対策行動計画を策定いたしました。しかし、この計画はともなう具体性に欠ける感があります。具体性を伴わない計画策定は、結局、緊急時に無用の混乱を巻き起こすだけです。行動計画には、いざという場合に判断を迷うことなく行動できるような具体的な内容を盛り込むべきです。

そこで、新型インフルエンザ対策としての自治体、警察、保健所、病院の各機関相互の連携体制の整備について厚生労働大臣にお伺いいたします。

あわせて、小中学校から大学までの各学校にお

ける新型インフルエンザ対策について文部科学大臣にお伺いいたします。

また、こういった非常時には政府が一丸となつて対策に当たることが重要であります。インフルエンザパンデミックに際して政府が有効に機能するかどうか、その際の政府の対応について官房長官にお伺いいたします。

最後に、肝炎対策について申し上げます。

集団予防接種時の注射器の使い回しや血液製剤の使用などによる肝炎感染が大きな問題となっております。患者数は、B型、C型合わせておよそ六十万人、無症候性キャリアも含めると三百万人以上に上ると推定されています。これだけの国民が肝炎に脅かされている中、一刻も早い対策が求められているにもかかわらず、政府の肝炎対策は遅々として進んでおりません。被害者の救済にも二の足を踏んでおります。

先日の衆議院厚生労働委員会におきまして、我が党の山井委員が涙ながらに被害肝炎被害者の方などへの救済の必要性を訴えました。それに対し、柳澤厚生労働大臣からは、一歩でも半歩でも前進することができると、私なりの努力をいかなければならないといった御答弁をいただきました。この大臣答弁は、肝炎対策の前進を待ち望む多くの患者さんにとって大変重みのある答弁だと受け止めております。

この言葉を信じ、一日も早く肝炎被害者への救済が実現するよう強くお願いを申し上げます。

私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣柳澤伯夫君登壇、拍手)

○国務大臣(柳澤伯夫君) 島田議員にお答え申し上げます。

子供たちが緊急に駆け込める場などにつきましてのお尋ねが冒頭ございました。

子供たちからの相談につきましては、全国の児童相談所や福祉事務所などで対応するほか、チャイルドラインなど民間団体も我が省の後援の下で活動を行っております。厚生労働省といたしましても、速やかにこうした相談窓口について政府広報などを通じて広く周知に努めてまいりたいと考えております。

感染症予防法に病原体管理体制の規定を盛り込むことについてお尋ねがありました。

我が国においてはこれまで病原体等の管理に関する法的な枠組みがなかったところでございますが、これを入院や消毒等の措置を定める感染症予防法に一体的、総合的に規定することは、生物テロなど人為的な要因も含め、法の目的とする感染症の発生及び蔓延の防止に資するものであると考えております。

次に、改正案による病原体の分類についてお尋ねがありました。

病原体の分類は、生物テロなど人為的な要因による健康被害の可能性だけではなく、感染症の重篤性等を考慮したものでありまして、それぞれの病原体の特性に応じた適切な管理を確実に行うこ

とが、生物テロのみならず天災や人災による感染症の発生、蔓延の防止に資するものと考えております。

次に、感染症に関する人材育成についてお尋ねがございました。

厚生省におきましては、平成十三年度から一類感染症等予防・診断・治療研修事業を行い、海外の一類感染症発生地域等において実地研修を実施するなど感染症の専門医の育成に努めており、今後ともこうした医療従事者の育成に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、保健所の体制強化についてお尋ねがありました。

健康危機管理体制の充実や被害拡大防止の観点から、保健所における必要な人員の確保及び訓練等による資質の向上は重要な課題であります。このため、保健所における医師等の継続的な確保についての支援や、健康危機管理対応に関する研修等を実施しているところであります。

病原体を扱う施設の在り方についてお尋ねがありました。

病原体等のうち特に危険度が高いものを取り扱う施設については、周辺住民の安全を確保し適切な取扱いを行うため安全管理基準を設定し、国立感染症研究所を中心として体制整備を続けております。そして、施設の稼働につきましては、引き続き地元自治体等の理解を得られますよう、住民参加の協議の場の設定などを通じ努力を続けてま

いりたいと考えております。

結核対策についてお尋ねがありました。

現行の結核予防法につきましては、患者の人権上手続が十分ではない、特定の感染症の病名を冠した法律は差別、偏見の温床になるとの指摘があり、これを踏まえて結核予防法を感染症予防法に統合し、人権を尊重した適正手続を拡充するとともに、従来の対策に加え実効ある対策を講ずることとしたところであります。

今後とも、これらの措置を活用して結核対策の一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

最後に、新型インフルエンザ対策における自治体等との連携体制についてお尋ねがございました。

国が定めた行動計画では、地域の実情に応じた関係機関との連携方策を盛り込んでおりまして、これを受けて各都道府県で行動計画を策定したところであります。今後、更に詳細なガイドラインを作成し、各関係機関と緊密かつ効果的な連携体制を確保してまいりたい、このように考えております。

以上であります。(拍手)

(国務大臣伊吹文明君登壇、拍手)

○国務大臣(伊吹文明君) 三点のお尋ねがありました。

まず第一点は、いじめに悩む子供への支援で

いじめ対策につきましては、御家庭、そして地域社会、それから学校現場においてできるだけ早く悩んでいる子供の兆候を見付ける、そして大人が、周りにいる者が、先ほど先生がここでおっしゃったような気持ちを持ってみんなを見守っているんだという態度を示すことだと思っております。

文部科学省では既にホームページにおきまして全国の相談窓口を掲示いたしておりますし、同時に、国立教育研究所のホームページにおいても全国の公的な相談窓口情報を掲示をいたしております。

それから、特に大切な学校現場におきましては、養護教諭、それからカウンセラーを配置いたしておりますので、今以上にやはり相談のしやすい雰囲気、体制をつくっていくことが大切だと思っております。

第二は、感染症に対する人材の養成であります。医学部だけではなく看護学部等においても、卒業までに必ず履修しなければならないプログラムの中に感染症教育を盛り込んでおりますので、これに基づいて充実した教育が行われることを期待いたしております。

最後に、学校におけるインフルエンザ対策でございます。

これは、インフルエンザが発生をいたしましたときに、できるだけ冷静かつ正しく対応することが一番大切でありますから、先ほど御指摘のございました行動計画に基づいて、文部科学省といた

しましては、各都道府県の教育委員会と国公立の大学に、新型インフルエンザが発生した場合にはうがい、手洗いの励行など感染予防対策の徹底、海外渡航に際しての留意事項、出席停止及び学校の臨時休業等の措置、情報収集体制及び連絡体制の整備などについてその都度通知を行い、協力を要請しているところであります。(拍手)

(国務大臣塩崎恭久君登壇、拍手)

○国務大臣(塩崎恭久君) 島田議員にお答えいたします。

まず、生物テロ対策の包括的な法整備についてお尋ねがございました。

政府といたしましては、生物テロを未然に防止するため、テロの未然防止に関する行動計画に基づいて、生物テロに使用されるおそれのある病原性微生物等の適正な管理体制を確立する等と内容とする感染症予防法の改正を行うこととしたところでございます。現時点では、更に包括的な法整備を行う必要はないと考えておりますけれども、今後とも対策の不断の見直しを行い、生物テロ対策に万全を期してまいりたいというふうに考えております。

次に、新型インフルエンザ対策についてのお尋ねがございました。

新型インフルエンザ発生時に政府一丸となって適切かつ効果的に対応するため、昨年十一月に新型インフルエンザ対策行動計画を策定をいたしまして、今年九月に新型インフルエンザ対応机上訓

練を実施するなど発生時に向けた体制整備を進めており、今後とも対策に遺漏のないように取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。(拍手)

○議長(扇千景君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十三分散会

出席者は左のとおり。

議長 扇 千景君  
副議長 角田 義一君

議員

近藤 正道君 鰐淵 洋子君  
又市 征治君 谷合 正明君  
澤 雄二君 小泉 昭男君  
遠山 清彦君 浮島とも子君  
山本 香苗君 小池 正勝君  
洲上 貞雄君 渡辺 孝男君  
山本 保君 高野 博師君  
福本 潤一君 世耕 弘成君  
鶴保 庸介君 福島みずほ君  
加藤 修一君 西田 実仁君  
松 あきら君 弘友 和夫君  
山内 俊夫君 中川 義雄君  
山下 栄一君 山口那津男君  
魚住裕一郎君 荒木 清寛君

浅野 勝人君 武見 敏三君  
国井 正幸君 浜四津敏子君  
風間 昶君 白浜 一良君  
草川 昭三君 木庭健太郎君  
南野知恵子君 山崎 正昭君  
溝手 顕正君 田村耕太郎君  
北川イッセイ君 河合 常則君  
関口 昌一君 椎名 一保君  
坂本由紀子君 末松 信介君  
中川 雅治君 二之湯 智君  
野村 哲郎君 川口 順子君  
萩原 健司君 岡田 直樹君  
秋元 司君 山谷えり子君  
柏村 武昭君 山本 順三君  
有村 治子君 加治屋義人君  
小泉 顕雄君 小斉平敏文君  
中村 博彦君 岡田 広君  
大仁田 厚君 岸 宏一君  
山崎 力君 田村 公平君  
田浦 直君 岩城 光英君  
佐藤 昭郎君 阿部 正俊君  
岩永 浩美君 鈴木 政二君  
魚住 汎英君 泉 信也君  
金田 勝年君 北岡 秀二君  
景山俊太郎君 市川 一朗君  
狩野 安君 佐藤 泰三君  
尾辻 秀久君 田中 直紀君  
清水嘉与子君 鴻池 祥肇君

松田 岩夫君 杵掛 哲男君  
片山虎之助君 水落 敏栄君  
松山 政司君 藤野 公孝君  
長谷川憲正君 神取 忍君  
松村 祥史君 亀井 郁夫君  
田村 秀昭君 岸 信夫君  
舩添 要一君 愛知 治郎君  
西島 英利君 荒井 正吾君  
小林 温君 伊達 忠一君  
段本 幸男君 野上浩太郎君  
木村 仁君 中島 啓雄君  
山本 一太君 山下 英利君  
大野つや子君 三浦 一水君  
松村 龍二君 矢野 哲朗君  
太田 豊秋君 加納 時男君  
中島 真人君 中原 爽君  
橋本 聖子君 陣内 孝雄君  
中曾根弘文君 真鍋 賢二君  
山東 昭子君 竹山 裕君  
櫻井 新君 関谷 勝嗣君  
倉田 寛之君 鈴木 陽悦君  
尾立 源幸君 藤末 健三君  
富岡由紀夫君 松下 新平君  
荒井 広幸君 藤本 祐司君  
足立 信也君 那谷屋正義君  
白 眞敷君 小林 正夫君  
柳澤 光美君 主濱 了君  
芝 博一君 池口 修次君

大江 康弘君 若林 秀樹君  
平野 達男君 森 ゆうこ君  
辻 泰弘君 広野ただし君  
小川 敏夫君 櫻井 充君  
福山 哲郎君 浅尾慶一郎君  
木俣 佳丈君 羽田雄一郎君  
加藤 敏幸君 峰崎 直樹君  
直嶋 正行君 山本 孝史君  
円 より子君 和田ひろ子君  
小林 元君 佐藤 道夫君  
高嶋 良充君 田名部匡省君  
江田 五月君 西岡 武夫君  
広中和歌子君 渡辺 秀央君  
大石 正光君 郡司 彰君  
蓮 舩君 林 久美子君  
広田 一君 仁比 聡平君  
島田智哉子君 大久保 勉君  
前川 清成君 小林美恵子君  
松岡 徹君 津田弥太郎君  
犬塚 直史君 水岡 俊一君  
紙 智子君 鈴木 寛君  
榛葉賀津也君 ゼルダマルティ君  
黒岩 宇洋君 大門実紀史君  
井上 哲士君 藤原 正司君  
神本美恵子君 山根 隆治君  
緒方 靖夫君 小池 晃君  
内藤 正光君 朝日 俊弘君  
平田 健二君 家西 悟君

官 報 (号 外)

|                                                                                                                                                                                                |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 議長の報告事項<br>去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。<br>内閣委員<br>辞任 補欠<br>長谷川憲正君 亀井 郁夫君<br>総務委員<br>辞任 補欠<br>亀井 郁夫君 長谷川憲正君<br>同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経済産業委員会に付託した。<br>消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案<br>(閣法第四号) |  | 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。<br>一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案<br>特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案<br>同日議員から次の質問主意書が提出された。<br>路上生活者の実態と政府の取組に関する質問主意書(喜納昌吉君提出)(第二〇号)<br>同日内閣から次の答弁書を受領した。<br>参議院議員藤末健三君提出防衛庁パンフレット「防衛庁を省に」に関する質問に対する答弁書(第一四号)<br>参議院議員山下八洲夫君提出外国人技能実習生に係る厚生年金保険制度に関する質問に対する答弁書(第一五号)<br>同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。<br>一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律<br>特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律<br>一昨十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。<br>内閣委員<br>辞任 補欠<br>黒岩 宇洋君 犬塚 直史君 |  | 外交防衛委員<br>辞任 補欠<br>犬塚 直史君 黒岩 宇洋君<br>白 眞勲君 広野ただし君<br>経済産業委員<br>辞任 補欠<br>広野ただし君 白 眞勲君<br>同日議員から次の質問主意書が提出された。<br>維持期リハビリテーションの日数制限に関する質問主意書(辻泰弘君提出)(第二二号)<br>同日次の質問主意書を内閣に転送した。<br>ODAの評価体制及び効率性に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一七号)<br>第三期科学技術基本計画を踏まえた若手研究者の処遇と筑波研究学園都市の宿舍問題に関する質問主意書(紙智子君提出)(第一八号)<br>国外で作成された歯科技工物の取扱いに関する再質問主意書(大久保勉君提出)(第一九号)<br>昨十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。<br>内閣委員<br>辞任 補欠<br>犬塚 直史君 黒岩 宇洋君<br>外交防衛委員<br>辞任 補欠<br>黒岩 宇洋君 犬塚 直史君<br>白 眞勲君 広野ただし君 |  | 経済産業委員<br>辞任 補欠<br>白 眞勲君 広野ただし君<br>予算委員<br>辞任 補欠<br>広田 一君 高橋 千秋君<br>決算委員<br>辞任 補欠<br>高橋 千秋君 広田 一君<br>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。<br>経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第五条3及び5の規定に基づく市場アクセスの条件の改善に関する日本国とメキシコ合衆国との間の議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)<br>経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第二号)<br>関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第二号)<br>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案(第百六十四回国会閣法第七六号、衆議院継続審査)<br>同日衆議院から、次の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。<br>ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律案 |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員蓮舫君提出中学校における履修単位の不足に関する質問に対する答弁書(第一六号)同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律

防衛庁パンフレット「防衛庁を省に」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十八年十月三十一日

参議院議長 扇 千景殿 藤末 健三

防衛庁パンフレット「防衛庁を省に」に関する質問主意書

現在、防衛庁の省への移行、国際平和協力活動等の本来任務化及び安全保障会議の諮問事項への明示を一括して措置すること等を内容とする防衛庁設置法等の一部を改正する法律案が審議されている。防衛庁から省への移行について、政府、特に防衛庁は「防衛庁を省に」(以下「本パンフレット」という。)を作成していることから、その実現への想いの強さが垣間見られる。しかし、本パンフレットに記載されている内容について、疑問を禁じ得ない。

本パンフレットのQ2「庁のままだと何が困るのですか?」との問いに対し、「防衛庁長官が防衛庁のトップではあるが、『国の防衛』の主任の大臣でない。このため、内閣府の主任の大臣である内閣総理大臣を通じてなければ重要な仕事(①国の防衛に関する重要案件について閣議を求めること、

②法律の制定や高級幹部の人事について閣議を求めること、③予算の要求や執行を財務大臣に求めること)をできない仕組みになっている。省にすることにより、安全保障や危機管理の問題に『国の防衛』の主任大臣として取り組める」旨の答えがなされ、特に閣議が防衛庁長官単独でできない仕組みであることを主な理由に挙げて、防衛庁の省昇格の重要性を述べている。

閣議の根拠としては、内閣府設置法第七條第二項及び国家行政組織法第十一條により、内閣府の長としての内閣総理大臣又は各省大臣は、それぞれ法律若しくは政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、各省大臣においては内閣総理大臣に提出して、それぞれ閣議を求めなければならない旨の規定がある。一方で、内閣法第四條第三項では、「各大臣は、案件の如何を問わず、内閣総理大臣に提出して、閣議を求めることができる。」との規定がある。その解釈については、平成九年二月二十五日衆議院予算委員会で大森内閣法制局長官が「純法律上の解釈論といたしますと、國務大臣は、事務次官等会議を経ることなく、また主任の大臣でない大臣も、案件を内閣総理大臣に提出して閣議を求める

ことは可能でございます。」との答弁を行っており、この答弁からすると、國務大臣である防衛庁長官単独で閣議ができると思われる。

そこで、以下質問する。

一 本パンフレットに記載されている閣議が防衛庁長官単独でできない仕組みであるとの説明は、内閣法第四條第三項及び内閣法制局長官答弁と矛盾していないか。矛盾しているか否か、その理由も併せて政府の見解を明らかにされたい。また、そのような理由でもって防衛庁の省昇格の必要性を述べることが問題ではないか。政府の見解を明らかにされたい。

二 内閣法第三條(行政の分担管理、無任所大臣)及び第四條(閣議)の規定と防衛庁長官の閣議請求についての政府の見解を説明されたい。

右質問する。

平成十八年十一月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員藤末健三君提出防衛庁パンフレット「防衛庁を省に」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出防衛庁パンフレット「防衛庁を省に」に関する質問に対する答弁書

一及び二について

内閣法(昭和二十二年法律第五号)第四條第三

項の規定により、國務大臣は案件のいかんを問わず閣議請求を行うことができるが、実務上、

同法第三條第一項に規定する主任の大臣が、その分担管理する事務に係る案件について閣議請求を行つてきているところであり、これまで、このような案件について、当該主任の大臣以外の國務大臣が閣議請求を行つた例はない。

また、防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)第五條に規定する事務については、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四條第三項第五十九号及び第六條第二項の規定により、内閣総理大臣がその主任の大臣とされており、防衛庁長官は、主任の大臣としては、この事務に係る案件について閣議請求を行うことができない。

御指摘のパンフレットの説明は、以上の趣旨を説明したものであり、問題はないものと考え

る。

外国人技能実習生に係る厚生年金保険制度に関する質問主意書

平成十八年十月三十一日

参議院議長 扇 千景殿 山下八洲夫

外国人技能実習生に係る厚生年金保険制度に関する質問主意書

外国人技能実習生（一定の事業主に使用される外国人技能実習制度における出入国管理及び難民認定法別表の「特定活動」の在留資格をもって、より実践的な技術、技能等の修得のための活動を行う者をいう。以下同じ。）は、厚生年金保険の被保険者の対象となるというのが政府の見解である。

ところが、現在の厚生年金制度には、被用者である外国人技能実習生に給付の見込みが全くないにもかかわらず、一定の事業者がその掛金を支払うという矛盾点がある。特に、巨大企業の下請を主業務とする中小零細企業において、この不合理な保険料の重課が、低工資、低賃金という厳しい経済状況に打ちかけ、保険倒産の危険を生じさせている。また、外国人技能実習生からも怨嗟の声も高い。

このような状況は、外国人研修・技能実習制度が、より実践的な技術等の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う人づくりに協力するとの国策と、労働力不足の解消という二得性を実現するための存在意義にも反するものである。

そこで、外国人技能実習生への厚生年金保険法適用という不当な制度の改正を求める観点から、以下のとおり質問する。

一 外国人技能実習生の位置付けと基本的権利について

外国人技能実習生は、平成五年四月五日に労

働大臣が定めた「技能実習制度推進事業運営基本方針」（以下「運営基本方針」という。）において、「技能実習制度」とは、研修期間と技能実習期間からなるものをいう」と規定されていることから、より実践的な技術等の取得のため必要な実習計画を立て、それに基づき同一の事業所で同一の事業の技能実習を行う、いわゆる「技能実習限定労働者」とあると言える。

ところが、平成五年五月二十六日付け「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針の策定について」（以下「本通達」という。）は、外国人技能実習生を、一般の外国人労働者として取り扱うとしている。確かに一般の外国人労働者であれば、日本の労働者と外形的にも実質的にも同一である故に、日本人と同じ権利と義務を課するのは妥当と言える。

しかし、外国人技能実習生は「特定活動」という在留資格をもって限定付きである上に、平成五年四月五日付け「技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針」（以下「法務省告示」という。）は、滞在期間について研修活動の期間を合わせて三年以内と定めている。運営基本方針及び法務省告示にかんがみると、転職及び職業選択の自由がない外国人技能実習生を一般の外国人労働者として取扱うとする本通達は、憲法第二十二条に定める「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。」という基本的権利に抵触すると思われるが、政府の見解を明らかにされたい。

二 外国人技能実習生にかかる厚生年金保険制度に関する質問主意書（第一五四回国会衆議第三〇号）に対する答弁書について

1 政府は、平成十四年三月一日付けの「外国人技能実習生にかかる厚生年金保険制度に関する質問主意書（第一五四回国会衆議第三〇号）」の答弁書（以下「本答弁書」という。）において、「厚生年金保険制度は、被用者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、」と答弁しているが、厚生年金保険法第一条は、「この法律は、労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、」と規定している。

法律の規定した「労働者」とは異なり、「被用者」との答弁は、外国人技能実習生等を同制度の対象に含める拡大解釈であり適法ではないと考える。また、外国人技能実習生は、一般的な労働者、通常の雇用契約者ではなく、いわゆる「技能実習限定労働者」にすぎず、厚生年金保険法に定める被保険者に含めるべきではないとも考える。これらについて、それぞれ政府の見解を示されたい。

2 政府は、本答弁書において、「事業主との間に一定の使用関係が認められれば、被用者の日本国籍の有無にかかわらず、強制的に適用することとしている。」と答弁しているが、「一定の使用関係」とは、具体的にいかなるものか説明されたい。また、「強制的に適用すること」との文言でなく、「強制的に適用することとしている」との文言であるのは、原則強制的に適用するがそうでない場合もあるという趣旨か。このような文言とした理由を具体的に説明されたい。

三 厚生年金保険法と外国人技能実習生の関係等について

1 政府内において、累次にわたる厚生年金保険法改正案の立案過程で、外国人技能実習生に関する議論がどのように行われたか、説明されたい。

2 国民年金法等の一部を改正する法律（第一三一回国会成立）は、脱退一時金制度が盛り込まれているものの、その趣旨は永住帰国した中国残留邦人等に対する特例措置であり、外国人技能実習生については想定外であった。中国残留邦人等に対する特例措置が講ぜられている一方で、二年を超えて我が国に在留できない同実習生を、脱退一時金の特例制度があることをもって、厚生年金保険法の被保険者とする理由を明らかにされたい。

四 「厚生年金保険に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」について

総務省は、本年九月十五日、厚生労働省に「厚生年金保険に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」を行ったが、その内容を見ると、外国人技能実習生に係る事項は一切触れられていない。その理由を明らかにされたい。また、このことは、外国人技能実習生に係る厚生年金保険制度は問題がないとの認識を示すものであるのか。政府の見解を明らかにされたい。

五 厚生年金保険料と給付金の関係等について

1 二年を超えて我が国に在留できないため、二十五年の老齢基礎年金の資格期間を満たすことのない外国人技能実習生に対して、厚生年金保険料の支払いを一律に義務付けることは、年金財政の均衡(年金制度の給付と負担の関係)を失うと考えるが政府の見解を示されたい。

2 政府は、「外国人技能実習生は、障害厚生年金、遺族厚生年金の支給対象となる」旨を国会において答弁し、その有用性を強調しているが、実際に支給された事例は寡聞にして聞かない。外国人技能実習生に係る遺族年金及び障害年金の給付について、件数、支給金額、納入保険料に対する給付金の支給率等の最近十年間のデータを年度別にそれぞれ明らかにされたい。

3 脱退一時金の支給額は、本人負担額の約四分の三であるが、一定の事業主の負担相当分について全く支給又は返還しない理由を説明されたい。なお、これらにより、外国人技能実習生を厚生年金保険法の被保険者とすることは、外国人技能実習生及び一定の事業主にとって、共に無意味であると考えるが、政府の見解を示されたい。

六 外国人技能実習生の民間保険加入について  
現在、外国人技能実習生は、研修の際に民間保険へ加入し、その保険料を全額事業主が負担

し、傷害及び疾病並びに賠償事故等に備えることにより、国の給付以上の保護施策を実行している。

例えば、岐阜県日中友好研修生受入協同組合連合会の資料によると、外国人技能実習生については、傷害での死亡・後遺障害における保険の最低基準給付額が七百万円、在留期間二十四か月・保険期間二十五か月の保険料最低基準が一万五千九百円となっている。

このような民間保険の加入により、外国人技能実習生の私的な傷害及び疾病並びに賠償事故等への備えは十分可能であると考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成十八年十一月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員山下八洲夫君提出外国人技能実習生に係る厚生年金保険制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山下八洲夫君提出外国人技能実習生に係る厚生年金保険制度に関する質問に対する答弁書

一について

我が国に在留する外国人については出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十

九号)により在留資格及び在留期間が定められており、この点については一般の外国人労働者も外国人技能実習生と同様であり、また、外国人の我が国における在留に対しこのような制限を加えることについては、昭和五十三年十月四日最高裁判所大法廷判決にもあるように、憲法第二十二条に違反するものではない。

御指摘の通達は、外国人技能実習生についても、一般の外国人労働者と同様に労働関係法令等の適用があることを確認的に明らかにしたものにすぎず、同条に違反するものではないと考ええる。

二の1について

御指摘の質問主意書に対する答弁書(平成十四年三月一日内閣衆質一五四第三〇号。以下「平成十四年答弁書」という。)においては、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)において事業主との間に一定の使用関係が認められることを被保険者の要件の一つとしていることから、「やとわれている人」という意味を有する「被用者」という用語を用いたものであり、これをもって外国人技能実習生等を厚生年金保険制度の対象に含める拡大解釈であるとの御指摘は当たらない。

また、厚生年金保険制度は、事業主との間に一定の使用関係が認められれば、被用者の日本国籍の有無にかかわらず強制的に適用されるものであり、外国人技能実習生についても、同法

に定める被保険者の要件に該当する場合には、厚生年金保険の被保険者となるものである。

二の2について

平成十四年答弁書及び二の1について述べた「一定の使用関係」とは、被用者としての実態があり、労働時間、就労形態等において事業主の事業活動と一定以上の関係を有すると認められる関係のことを言うものである。具体的には、二か月以内の期間を定めて使用される者等臨時に使用される者等については、厚生年金保険法第十二条の規定に基づき被保険者としていないこととしているほか、これ以外の被用者についても所定労働時間が通常の労働者のおおむね四分の三未満の者については被保険者としていないこととしている。

また、平成十四年答弁書において「強制的に適用することとしている」と述べたのは、厚生年金保険制度自体が強制加入制度となっていることを明確にしたものである。

三の1について

平成五年四月の外国人技能実習制度の導入以後の厚生年金保険法改正案の立案過程において、政府内において外国人技能実習生に係る年金を論点として議論したことはないが、我が国における滞在期間の短い外国人労働者について、所定の受給資格要件を満たさないために保険料の納付が老齢給付に結びつかない点は従前から指摘されていたところであり、外国人技能

実習制度の導入も一つの契機として、平成六年に脱退一時金制度を創設したところである。

三の2について

永住帰国した中国残留邦人等については、国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。)による中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)の一部改正において特例措置を設け、日本国籍を有していた者を対象として、中国等に居住していた期間が年金額に反映されるようにしているところである。一方、平成六年改正法により創設された脱退一時金制度は、日本国籍を有しない者を対象とするものであり、日本国籍を有する中国残留邦人等は、その対象とならない。

また、二の1について述べたとおり、脱退一時金制度があることをもって、外国人技能実習生を厚生年金保険の被保険者としているものではない。

四について

御指摘の勧告に係る調査は、厚生年金保険業務の確かつ効果的・効率的な運営を確保する観点から、保険適用促進業務の実施状況、保険料徴収業務の実施状況、社会保険と労働保険の徴収事務の一元化の推進状況等について行ったものであることから、当該勧告においては特段外国人技能実習生に係る事項について触れてい

ないものであり、このことをもって御指摘のような認識を示すものではない。

五の1について

厚生年金保険制度は、社会連帯と相互扶助の理念に基づき、老齢、障害又は死亡という保険事故に対応して個人に対する所得保障を行うために強制適用としているものであり、被保険者となった滞在期間の短い外国人労働者についても、この考え方にに基づき、被保険者の要件に該当する限り個人の事情にかかわらず被保険者とし、他の被保険者と同様に保険料の支払義務を課しているものである。御指摘の年金制度の給付と負担の関係についても、このような考え方を踏まえて議論を行うべきものと考ええる。

五の2について

政府としては、外国人技能実習生であるか否かは年金給付事務に直接関係するものでないことから、お尋ねのデータについては有していない。

五の3について

厚生年金保険制度における脱退一時金については、滞在期間の短い外国人労働者について保険料を負担したにもかかわらず老齢給付に結びつかないという問題について対応するための特例的な措置として、障害又は死亡という保険事故にも対応していることから保険料の納付が保険給付に結びつかないというわけではないものの、当該外国人労働者本人の立場に配慮して例

外的に本人の保険料負担相当分を基準とした額を支給するものであり、支給額の算定に当たり事業主の保険料負担相当分について勘案することまではしないこととしたものである。

また、脱退一時金については、保険給付として事業主ではなく被保険者に支給されるものであり、納付された保険料の返還金という性格を有するものではないことから、事業主の保険料負担相当分を事業主に返還するという考え方をとらないものである。

さらに、外国人技能実習生を含む滞在期間の短い外国人労働者にとつては、厚生年金保険の被保険者となることにより、障害又は死亡という保険事故が発生した場合には生涯にわたり障害給付又は遺族給付が支給されることになり、安心して働くことが可能となるとともに、事業主にとつても、その結果として事業の円滑な実施に寄与する面があると考えられることから、外国人技能実習生を厚生年金保険の被保険者とすることは、本人及び事業主の双方にとつて意味があるものと考ええる。

六について

外国人技能実習生が民間保険に加入するか否かは任意であり、御指摘のような民間保険の加入により外国人技能実習生の私的な傷害及び疾病並びに賠償事故等への備えが十分可能であるか否かについて、政府としてお答えする立場にない。

なお、公的年金制度は、物価や賃金の伸びに応じた年金額の改定等によりその時々々の生活水準に見合った実質的価値のある年金を終身保障する強制加入の制度であり、民間保険とは役割が異なるものであることから、民間保険への加入をもって公的年金制度の適用対象外とすることは適当でない。

中学校における履修単位の不足に関する質問  
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十八年十一月二日

蓮 舫

参議院議長 扇 千景殿

中学校における履修単位の不足に関する質問  
問主意書

全国の高等学校で大学受験対策のために、学習指導要領で定められた履修単位を取得していない事例が多数報告されている。文部科学省の調査では、十一月一日現在、全国の国公私立の高等学校五百四十校で履修単位の不足が明らかになっているが、受験対策の名目で行われていたのであれば、中学校でも同様の問題が生じているのではないかと疑問を禁じ得ない。  
そこで、以下のとおり質問する。

一 国公立の高等学校における履修単位の不足  
 に関し、実態調査を文部科学省が行っている  
 が、今後、国公立の中学校(以下「中学校」と  
 いう)、特に中高一貫校の履修状況についても  
 調査を行う予定があるか明らかにされたい。

二 一の調査を行わない場合、政府は、中学校に  
 ついては履修単位の不足がないと認識している  
 のか、明確な理由とともに、見解を明らかにさ  
 れたい。

三 仮に中学校における履修状況の調査を行い、  
 履修単位の不足があつた場合、補習など履修単  
 位の不足している高等学校と同様の措置を行う  
 のか、政府の対応を具体的に明らかにされたい。  
 右質問する。

平成十八年十一月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員蓮舫君提出中学校における履修単位  
 の不足に関する質問に対し、別紙答弁書を送付  
 する。

参議院議員蓮舫君提出中学校における履修  
 単位の不足に関する質問に対する答弁書  
 一及び二について

文部科学省としては、国会における議論等を  
 踏まえ、高等学校における必修教科・科目の

履修状況を詳細に調査した上で、中学校におけ  
 る教育課程の編成及び実施の状況についても調  
 査する方向で検討してまいりたい。

三について

中学校については、高等学校とは異なり、学  
 校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)、同法  
 施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)及び  
 中学校学習指導要領(平成十年文部省告示第百  
 七十六号)において、各教科等の授業時数の標  
 準については規定されているものの、卒業認定  
 に必要な総単位数及び必修教科・科目に係る  
 単位数が規定されておらず、御指摘の履修単位  
 の不足という問題は生じないが、文部科学省と  
 しては、中学校における教育課程の適正な編成  
 及び実施が確保されるよう適切に対応してまい  
 りたい。

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

|           |             |
|-----------|-------------|
| 発行所       |             |
| 〒一〇五―八四四五 | 東京都港区虎ノ門二丁目 |
| 二番四号      | 独立行政法人国立印刷局 |
| 電 話       |             |
| 03        | (3587) 4294 |
| 定 価       |             |
| （本体       | 本号一部        |
| 一〇円       | 一五円         |